

## 資料 2

### 委員提出意見

佐藤委員（精神科病院協会） ··· P 1、2

守谷委員（薬剤師会） ··· P 3～5

安井委員（断酒連合会） ··· P 6

桂 委員（大学コンソーシアム京都） ··· P 7

平成 28 年 11 月 4 日（金）

第 2 回アルコール健康障害対策推進会議

京都府のアルコール健康障害対策推進計画について  
～専門病院の立場から～

2016.10.25

いわくら病院

アルコール担当 佐藤晋一

専門医療機関の立場としては未治療の依存症患者を放置することなく、できるだけ多くの方たちの回復の機会をつくるべきだと考えるが、そのためにはまず依存症に関する知識の普及・啓発を行い治療への障壁となっている偏見や先入観を払拭する必要がある。また、治療者や援助を行う側の教育や研修の場を設ける必要がある。アルコール医療は精神科においてさえ十分に理解されているとは言い難く、ベテラン精神科医でさえ苦手意識や忌避感情をもつものも少なくない。多くの援助の手が差し伸べられるように治療者側の意識改革も必要である。更に、アルコール依存症からの回復のための多方面での連携が必要である。一般医療との連携は治療の入り口のみならず、治療後も継続されるべきであり、また自助グループや回復施設との連携は欠かせない。もちろん、福祉や介護現場との多種職での連携や事例検討会なども積極的になさるべきである。

今後はこれらの啓発普及、教育研修、スタッフ育成や密なネットワーク形成が必要になるのだが、そのためには中核となるべき一機関があつたほうがよい。アルコール医療と支援に関するネットワークが地域において根付くまで、基本法の理念実現のために途切ることのない推進力を發揮する必要がある。

鳥取県の計画ではある民間精神病院が「専門医療機関」と「相談拠点」の役割も兼ねて、専門治療のみならず相談業務や啓発活動などを行うとのことである。その際「相談支援コーディネイター」と呼ばれる調整役を配置して、相談業務の中心的な役割を担わせるという。さすがに京都府の規模では「専門医療機関」が「相談拠点」を兼務することは困難だが、府下で唯一のアルコール治療専門病棟をもついわくら病院が「専門医療機関」となって、相談支援と連携のコーディネイトをすることは可能である。その際に当院がもつアドヴァンテージとしては、①アルコール依存症のみを対象とした専門病棟（40床）があつて、集団療法や認知療法を中心としたプログラム入院をおこなっており依存症に関する知見を有するスタッフが多いこと、②多くの一般内科病院や診療所との連携をすでにおこなっておりさらに近年は連携する機会が増えていることもある、地域ネットワークを形成していく上で既に土台があること、③院内断酒会（創立37周年）、OB断酒会（創立32周年）を有し地域の自助グループとも長年にわたって協力関係にあり、自助グループメンバーとの間に顔の見える関係が形成されていること、④家族や地域からのアルコール相談を多数受けており、アルコール家族会なども開催して相談のノウハウに通じていること、などである。

当院におけるアルコール相談件数

	病院からの相談件数	診療所からの相談件数	家族・地域からの相談件数
2010年度	98件	72件	259件
2015年度	202件	166件	315件

今後は総合的な対策を多領域にわたって継続的に行う必要があるが、「専門医療機関」が行うことができる相談支援や治療連携のコーディネイト機能としては以下のようにまとめられる。

#### 「相談支援コーディネーター（仮称）の役割について」

##### 1、相談から支援まで切れ目のない支援を目指して

- ① アルコール専門病院および支援の拠点として総合相談窓口を担当
- ② 家族・当事者からの相談のみならず行政や一般医療機関からの相談にも応じる  
⇒依存症に関連する相談について院内窓口を一本化。対応する担当者が明確になるとともに相談の質の標準化を図る。一般医療機関がアルコール関連問題について気軽に相談できる窓口を目指す
- ③ 相談から自院の治療に繋ぐ役割だけでなく、地域の医療機関や自助グループへもコーディネートする役割を担う  
⇒状況に応じてコーディネーターが他院の予約をとる等連携を図る。
- ④ 入院患者の退院支援に携わり、地域の社会資源や自助グループとの橋渡しを担う

##### 2、一次・二次予防を担う役割

- ① 院内でアルコール関連問題についての研修会を開催
- ② 出前講座等、コーディネーターが地域へ出向き講座や勉強会を開催
- ③ 地域の実務者会議をコーディネート  
⇒アルコール関連問題に携わる関係者・実務者が集まり話し合いの場を持つための会議をコーディネートする役割（アルコール健康障害対策の実務担当者会議も兼ねる）  
⇒地域の支援者と難治例などの事例検討の場を設定

##### 3、課題

- ① コーディネーターが地域で周知されるために  
「専門病院に配置されるコーディネーター」の役割について、行政や一般医療機関に広く情報発信・広報していく必要がある。一民間医療機関による“宣伝”のレベルではなく行政が後押しする啓発活動の一環として対応していくことが必要

平成28年アルコール健康障害 教育、治療、回復について

相談拠点	項目	対象	支援内容	応援・対応可能な職種	研修	パンフレット
保健センター 精神保健福祉センター	飲酒に伴うリスクの知識・啓発・普及 依存症に関する正しい知識・啓発・普及	未成年、大学生、中学生、高校生、保護者、地域コミュニティ 不適切な飲酒の習慣、誘因の防止	アルコールが身体に及ぼす影響についての正しい知識・普及 薬局相談によるトリアージ、学校薬剤師のアルコール啓発授業 地域連携(地域包括ケア)相談体制の利用 誰もが相談できやすい場所、機関作りと啓発(ボスター・のぼり旗、パンフレットなど) 一般医療機関の相談体制 母子手帳交付、お薬手帳交付時の啓発	薬剤師 保護司、警察 医師、精神科医 酒類販売 行政、市役所、保健所		
1次予防 発生予防	相談体制	患者家族 患者	患者家族 患者	治療専門医療機関の整備 精神科回復プログラム	一般医療機関 警察 保健所	
早期発見・対応	保健センター 精神保健福祉センター 精神科					
2次予防	治療→社会復帰 地域作り	患者家族 患者	精神科回復プログラム	精神科回復プログラム	保護司 自助グループ 精神科	
3次予防	精神科		地域の理解、応援、見守り			
早期社会復帰						

\*

## 薬剤師のできる支援

- 1 保育園、幼稚園、小学生、中学生、高校生へ、飲酒に伴うリスク、知識・普及・啓発授業
- 2 学校職員及び保護者その家族へ、アルコール健康障害の知識・普及、情報提供
- 3 入院患者、外来患者、及び薬を購入する相談薬局において、飲酒に関する聞き取りなど  
飲酒量の聞き取り、依存の有無、受診先の情報提供や相談先の情報提供
- 4 誰もが気軽に相談できる窓口として、かかりつけ機能を持つ薬局活用（ハンフレット配置、トリアージ機能）
- 5 地域健康教室講師として、飲酒の弊害について講演、地域のイベントへの中でアルコール健康障害について情報提供
- 6 地域の健康見守り隊として、社会復帰後も相談窓口としての役割を担っています。

- \* 薬剤師は、地域で、薬を安全に使用するための知識啓発を行っています。
- \* 学校薬剤師の立場から、薬だけでなく、薬物乱用防止（アルコール、たばこ、乱用薬物、くすりによる乱用防止）の啓発授業も行っています
- \* くすりの正しい使い方にについて、地域の健康教室で講師を務めています。
- \* また、日々体調不良の患者さんの相談に応じ、適切な薬の販売を行う事や、処方箋による調剤、生活の相談等、地域の相談窓口として多くの相談に対応しています。
- \* 様々な相談内容を受ける中から、健康問題だけでなく家庭の悩みごとなどを聞く場合も多くあります。
- \* 健康サポートの一つとして、地域の専門の相談窓口へつなぐ役割が薬剤師にあると思います。

京都府としてどのように啓発活動を行い未然防止を行うか、また、相談窓口へつなげるか、対策作成だけで終わらないための行動

### 1次予防としてのアルコール健康障害対策を進めるにあつたっての課題と対策についての提案

- \* 学校授業でのアルコール単元の時間が少ない ⇒ 京都府の取り組みとして府下の学校で飲酒の害について総合学習の授業で扱うよう京都府教育委員会と協力して授業を進める指示を出してもらう。(京都府の独自の取り組み)
  - \* 就学から外れた未成年者への対策 ⇒ 警察と地域飲みまわり隊を作つてパンフレットなど啓発活動(コンビニ、駅、飲酒できる店舗等の近く)
  - \* 若い男女学生に対しての啓発 ⇒ 大学の取り組みキャンペーンと学生飲酒の害を知る活動の共同作業(飲酒による犯罪の事例など含め)
  - \* 若い女性への啓発 ⇒ 女性向けパンフレットやポスターを作成し、美容院などへおいてもらう
  - \* 会社関係への啓発 ⇒ 役員向け講演、会社向けパンフレット
  - \* 妊娠が分かった女性 ⇒ 保健師さんの指導及び、本人、家族向けパンフレットを母子手帳などへ入れてもらう
  - \* 地域・団体への啓発 ⇒ 講演会、パンフレット、
  - \* ストレス解消方法の提案と相談 ⇒ 読みやすい、相談窓口の記載したパンフレット作成

### その他

- テレビ広告の規制
- インターネット販売の規制
- 自動販売機の撤去

第2回京都府アルコール健康障害対策推進会議での要望事項

平成28年11月4日

特定非営利活動法人京都府断酒連合会

	対策実施案	要望事項
第10条 アルコール関連問題 啓発週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転撲滅キャンペーンの実施 府下4ヶ所にて実施（福知山駅前、阪急大宮、京都駅、北野天神） 警察、保健所、マスコミ、一般参加者等と協力 チラシ、ティッシュ配布</li> <li>○ 啓発週間設定を機に関係機関の協力を求め、広報活動を行い一般参加の増加と規模を拡大したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.キャンペーンのPR 広報誌・掲示板 等</li> <li>2.キャンペーンの参加</li> <li>3.関連資料の購入</li> </ul>
第15条 教育の振興等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育現場で酒害体験談提供に協力することが出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.小、中、高校に場を設ける</li> <li>2.関連資料の購入</li> <li>3.出張費用の負担</li> </ul>
第19条 アルコール健康障害に関する指導等 飲酒運転者への指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転者講習への協力 飲酒運転等をした者の心身状態、そこに至った原因を体験しているのは当事者です 説得力のある指導・助言・支援は当事者であった者の責任と考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.断酒例会出席を義務付ける</li> <li>2.講習会に自助Gの紹介 パンフレット等を置く</li> </ul>
第20条 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルコール問題に特化した保健所等での待機 ○ 保険所等が実施している研修会への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.人件費</li> <li>2.関連資料の購入</li> </ul>
第22条 民間団体の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断酒会活動の基本である例会は、日常の回復支援と相談の場として重要です。 ○ 例年の記念大会は酒害啓発イベントとして一般参加にオープンです。 ○ 場所の提供、資金的補助を受けることにより、広報活動を強化し、より公益性と社会啓発性が高く、かつ一般的にも興味深いイベントの企画を可能にしたい。 ○ 平成31年に全国大会(4,000名)、平成32年には近畿ロック大会(1,200名)を京都で開催することが決定しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.断酒例会に対する場所の提供・会場 経費補助・広報等の支援を望みます</li> <li>2.各種イベントに対する場所の提供と 資金的援助及び広報</li> <li>3.行政との共催の検討</li> </ul>

2016年10月19日  
大学コンソーシアム京都 桂

## 大学におけるアルコール健康障害への取り組み

大学によって若干の差はあると思いますが、その取り組み内容はおおむね以下の通りです。

### ■取り組みの力点

とりわけ、飲酒事故（急性アルコール中毒、死亡事故）の防止と根絶に力点を置いています。

### ■対象別取り組み

#### <学生個人に対して（とりわけ新入生）>

- ・入学直後のオリエンテーション期間における啓発、注意喚起  
⇒学部・学科紹介、印刷物等を通して  
⇒未成年飲酒防止、一気飲み防止  
⇒（成年、未成年によらず）自分のアルコールに対する体質を知る（アルコールパッチテスト）

#### <学生団体等に対して>

- ・クラブ、サークル等学生団体への啓発、注意喚起  
⇒飲酒事故防止説明会の実施  
⇒飲酒事故防止対策、誓約書の提出

#### <教職員に対して>

- ・ゼミ教員、クラブ・サークル顧問として学生と関わる際の指導依頼

以上